

コロニーにいがた白岩の里給食業務委託に係るプロポーザルの実施について（公告）

コロニーにいがた白岩の里給食業務受託者を決定するため、プロポーザルを実施することとし、次のとおり参加申込書及び提案書等の提出を招請する。

平成29年12月12日

新潟県知事　米　山　隆　一

1 業務の概要

コロニーにいがた白岩の里給食業務

2 業務内容

コロニーにいがた白岩の里給食業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

3 参加者に求められる資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 新潟県内に事業所（本社、本店、支店又は営業所等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納稅義務を有するものにあっては、当該県税の未納がない者であること。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (9) 新潟県内の障害者関係施設又は高齢者関係施設において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までに給食業務を継続して12か月以上にわたり元請けとして完了した実績が2契約以上ある者であること。

なお、契約期間が異なるが履行場所が同一の契約は、1契約と見なす。

4 実施要領の交付

実施要領の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより、交付を受けること。

(1) 交付期間

平成29年12月12日（火）から22日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 交付方法

交付場所で受け取るか、郵送とする。

郵送の場合は、次のものを交付場所へ郵送（平成29年12月22日（金）午後5時15分必着）すること。

ア　A4サイズの紙が入る封筒（実施要領の送付先を記載すること）

イ　未使用の380円切手1枚

ウ　企業等名、住所、担当者名及び連絡先（電話番号）が分かるもの

5 説明会

(1) 説明会の開催日時及び場所

下記のとおり説明会を開催する。

ア　日時

平成29年12月20日（水）午前10時から

イ　会場

コロニーにいがた白岩の里

長岡市寺泊藪田6789番地4

ウ　持参する物

清潔な帽子、白衣、マスク及び履物

(2) 説明会の参加申込み

説明会参加を希望する場合は、平成29年12月18日（月）午後5時15分までに、実施要領に定める様式により申し込むこと。

(3) 提出場所

4 (2)に定める場所

6 プロポーザル参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定める参加申込書等を作成し、提出しなければならない。

(2) 申込み期限

平成29年12月26日（火）午後5時15分必着

(3) 提出場所

4 (2)に定める場所

(4) 参加資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、平成30年1月4日（木）までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

7 質問書の提出

本プロポーザルの実施に係る公告及び実施要領について不明な点がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出すること。

(1) 提出期間

平成29年12月12日（火）午後1時から25日（月）午後5時15分まで

(2) 提出方法

実施要領に定めるところによる。

8 提案書の提出

本プロポーザルの参加資格があると認められた者は、実施要領に定めるところにより提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

平成30年1月12日（金）午後5時15分必着

(2) 提出場所

4 (2)に定める場所

(3) 提出方法

実施要領に定めるところによる。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者は、平成30年1月23日（火）に開催する審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。

なお、詳細については別途通知する。

10 審査

審査委員会において、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

なお、審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

11 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

新潟県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。

なお、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

(2) 契約期間

公募型プロポーザル方式に基づく随意契約により受託者を決定した日をもって契約締結の日とする。契約期間は、契約締結の日から平成33年2月28日までとする。

なお、契約締結の日から平成30年2月28日までは、業務委託準備期間とし、これに係る委託料は一切発生

しないものとする。業務委託期間は、平成30年3月1日から平成33年2月28日までとし、地方自治法第234条の3に定める長期継続契約とする。

12 契約に係る予算

本業務委託契約にかかる予算は、167,760,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）である。

なお、長期継続契約であるため、契約の日の属する年度の翌年以降の予算において委託料の減額又は削減があった場合は契約を変更又は解除する。

13 その他

- (1) 提案書の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。

(5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、実施要領に定める辞退書を提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者